

議員提出第3号議案

議会の議員の報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

議員報酬の減額については、県内の憂慮すべき雇用・経済情勢や本県の厳しい財政状況に鑑み、平成14年7月から数次にわたり期間の延長及び減額率の引き上げを行ってきた。

減額期限である平成19年3月31日の到来にあたり依然として厳しい本県の雇用・経済情勢や今後一層厳しさを増すことが予想される本県財政状況を踏まえ、県議会としては県民と痛みを分かち合うとともに県財政の一助とするため、減額期間を平成20年3月31日まで1年間延長することとした。

これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

改正前	改正後
(1)減額の期間 平成16年4月1日から 平成19年3月31日までの間	(1)減額の期間 平成16年4月1日から 平成20年3月31日までの間
(2)減額率 議長 20 ^{パーセント} 副議長及び議員 15 ^{パーセント}	(2)減額率 同左

3 施行期日

公布の日から施行する。